

指名停止等の運用状況一覧（工事請負契約等）

業者名	本社所在地	指名 停止 期間	開始年月日	終了年月日	該当事項（※）	理由
株式会社大林組	東京都港区港南 2 - 15 - 2	1 ヶ月	令和 8 年 4 月 15 日	令和 8 年 5 月 14 日	別表第 2 第 10 号 （不正又は不誠実な行為）	株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の工事において、令和 6 年 10 月に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和 8 年 3 月 24 日付けで、同社及び同社社員 2 名が横浜簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けた。
前田建設工業株式会社	東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号	1 ヶ月	令和 8 年 6 月 19 日	令和 8 年 7 月 18 日	別表第 2 第 10 号 （不正又は不誠実な行為）	前田建設工業株式会社の社員は、熊本県八代市が発注した工事の入札をめぐり、同社に有利な評価基準を採用することなどを市に働きかけた見返りに贈賄行為を行った。 なお、贈賄行為の公訴時効（3 年）の期間が経過しており、同社社員の逮捕等は行われていない。
富士通 J a p a n 株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 - 5	1 ヶ月	令和 8 年 7 月 9 日	令和 8 年 8 月 8 日	別表第 2 第 10 号 （不正又は不誠実な行為）	富士通 J a p a n 株式会社の元社員が、当時勤務していた事務所等で親会社の営業秘密を不正に持ち出したとして、令和 8 年 5 月 12 日、不正競争防止法違反の疑いで埼玉県警に逮捕された。

株式会社イーシーセンター	静岡県富士市五貫島 919	1ヶ月	令和8年7月17日	令和8年8月16日	別表第2第8号(建設業法違反行為)	建設業法第3条に定める許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第1条の2に定める金額以上の額をもって下請契約を締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年7月8日、中部地方整備局長より、監督処分(指示処分)を受けた。
株式会社竹中土木	東京都江東区新砂1 -1-1	1ヶ月	令和8年7月17日	令和8年8月16日	別表第2第10号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社竹中土木は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社の使用人が協力会社と共謀し、労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしたことにより、使用人が令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
株式会社竹中工務店	大阪府大阪市中央区 本町4-1-13	1ヶ月	令和8年9月11日	令和8年10月10日	別表第2第10号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社竹中工務店の社員が、大阪・関西万博の関連工事を巡り、令和8年8月19日に背任容疑で大阪府警に逮捕された。
みらい建設工業株式会社	東京都港区芝4-6 -12	1ヶ月	令和8年9月11日	令和8年10月10日	別表第2第10号 (不正又は不誠実な行為)	名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第1貯木場北側護岸整備工事(その6)」の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったことが、港則法に違反するとして、みらい建設工業株式会社及び同社の社員は、令和8年7月17日に名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

株式会社Ｊ－Ｂ ＩＳメンテナ ス	東京都千代田区鍛冶 町２－６－１	６ヶ月	令和８年１０月２８日	令和９年４月２７日	別表第２第４号 (独占禁止法違反 行為)	株式会社Ｊ－ＢＩＳメンテナンスは、関東地区の特定マンショ ン大規模修繕工事において、 (１) 株式会社リノシスコポーレーションと受注協力関係を構築 した者を受注予定者とする事 (２) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協 力することに合意し、特定大規模修繕工事の取引分野における競 争を実質的に制限していた。 このことが独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）に違反す るとして、公正取引委員会から令和８年９月２８日に排除措置命 令及び課徴金納付命令を受けた。
株式会社東急コ ミュニティー	東京都世田谷区用賀 ４－１０－１					

※ 法令違反の事実を認定・確定した時点を、措置の基準日とするため、同時点における“富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領”を適用しています。